

旧優生保護法に係るこれまでの経緯について

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がいの有すること等(以下「特定疾病等」という。)を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられてきました。

本県においては、熊本県衛生統計年報において不妊手術を受けた方は、手術に際して「本人同意なし」で行われたものが246人、「本人同意あり」で行われたものが378人で、合計624人、人工妊娠中絶を受けた方は、1,979人となっています。

平成31年には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されましたが、同法は優生手術等を強いられた方々に対して慰謝するものでした。

その後、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反するものであり、国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められました。

そして、令和6年10月8日成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下「法」という。)では、前文において国会及び政府は、優生上の見地から誤った施策を推進してきたことの悔悟と反省をし、その責任を認め謝罪するとともに、特定疾病等に係る方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても謝罪し、国会及び政府は、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられ、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、疾病や障がいの有する方々に対するいわれの無い偏見と差別を根絶するとの決意が述べられています。

熊本県においては、2名の方が国に対して損害賠償を求める訴訟を提訴されていましたが、令和6年11月7日に福岡高裁において和解が成立しました。